

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会（通称：100 条委員会）調査結果

令和 3 年 9 月定例会において設置された、「農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会」の調査が終了し、調査報告書が提出されました。
※調査報告書は市議会HPに掲載しています。

どうして委員会が設置されたの？

「農業振興施設改修事業」の補正予算に関しては、令和 3 年 3 月定例会及び令和 3 年 6 月定例会において提案された経緯がありますが、募集要項の不備についての説明はありませんでした。なぜその時に説明がなされなかったのか。

「農業振興施設改修事業」の補正予算の提案に至る経緯について、事実確認の調査を行う必要があると考え、議会運営委員会で協議し、その調査のための特別委員会を設置する決定をしました。その後、議長から笠岡市監査委員に事務監査を請求し、「事務監査の結果に関する報告」が提出されましたが、「再発防止のためにもきちんとした調査が必要であるが、事実関係を把握するには職員からも話を聞く必要がある。そのためには、現在の委員会では調査の限界がある。」という意見が委員会の中であり、12月定例会最終日に、地方自治法第98条第1項及び第100条第1項の権限が調査特別委員会に委任されました。



そもそも
100 条委員会
ってなに？

地方自治法第 100 条第 1 項に「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」（一部抜粋）との規定があり、この権限は議会の 100 条調査権とも呼ばれます。

この 100 条調査権に基づき、設置された委員会のことを「100 条委員会」といいます。



議会としての 4 つの結論

市長の責任

市長には、執行機関として、地方自治法等に従って誠実に事務処理を行う法的責任、また、市を統括し代表する最高責任者としての責任が課せられています。本件において、市長は、募集要項の記載誤りがあることを理解していたにもかかわらず、予算案提案の際、議会への説明はなく、国の交付金申請を優先することのみ考え、予算関連書類に関しても記載をしていないことを当然としています。しかしながら、契約遵守の立場から、本件は早急に事業対応しなければならない事業であり、市長の認識は希薄であったと言わざるを得ません。これらの事案を勘案すると、市を統括し、代表する市長には責任があります。

改修費用負担の明確化

市側から事業者に対し、改修工事の費用 60 万円の負担要請を行っていますが、内訳・根拠・理由について明確な内容を提示したものはなく、目安として示されていたものであり、相手側は十分に了承した状況ではありませんでした。費用を明確化し、募集要項の記載誤りを解消する合併処理浄化槽設置についての改修事業を行うよう、手続きを行うべきです。